

佐賀県医療センター好生館 職員被ばく線量測定業務仕様書

1. 業務の目的

医療法施行規則（昭和 23 年 11 月 5 日厚生省令第 50 号）第 30 条の 18 及び電離放射線障害防止規則（昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 41 号）第 8 条に基づく、放射線業務従事者の被ばく線量を測定することを目的とする。

2. 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3. 測定対象者

- (1) 測定対象者は、当館が指定した職員とする。
- (2) 測定対象者の変更がある場合は、対応すること。

(3) 年間測定予定期数

広範囲用 (γ ・ β 線) 7,000 件

広範囲用 (γ ・ β 、熱中性子、高速中性子線用) 120 件

水晶体等価線量測定用 (γ ・ β 線) 50 件

4. 装着期間

測定のための装着期間は原則として 1 ヶ月単位とする。

ただし、当館の都合により期間を変更することができる場合は、当館の指示に従うこと。

5. 測定方法

- (1) 放射線測定器は、測定対象者に 2 個ずつ装着させ、1 ヶ月間の被ばく線量を測定すること。
- (2) 測定は、使用する放射線測定器に適合し、JIS 規格等で認定された計量法に基づいて行うこと。
- (3) 測定結果は、ミリシーベルト (mSv) で表示すること。
- (4) 測定結果は、電離放射線障害防止規則第 9 条 2 項に規定する内容を書面により毎月報告すること。
- (5) 測定結果について、1 ミリシーベルト以上の実効線量または等価線量を認めた場合は、直ちに概要を当館に連絡し、測定の詳細を示した連絡表を速やかに報告すること。

6. 配布及び回収方法

- (1) 毎月期日までに、指示された場所に放射線線量計を納品すること。
- (2) 当館は、前月の放射線線量計を回収し、受託者から準備された容器に収納後返送する。
- (3) 発送（当館からの返送含む）に係る全ての経費を負担すること。
- (4) 返送された放射線線量計を受け取り後、直ちに検査測定し、その結果を速やかに提出先及び各部等の所属別に分類して提出すること。
- (5) 放射線線量計は貸与とすること。
- (6) 破損については、費用負担の上交換すること。
- (7) 未返却や紛失の場合は、当館が実費を負担する。

7. 緊急測定

緊急測定を依頼された場合、放射線線量計が届いてから 24 時間以内に報告すること。

8. システム提供

- (1) 業務を遂行する上でのシステムについては、当館へ無償で提供すること。
- (2) 電離放射線障害防止法規則第八章健康診断に基づき年 2 回の健診データを、同規則第 57 条に定める電離放射線健康診断個人票（様式第 1 号の 2）に個人毎の放射線量を集計すること。

9. データの保存

- (1) 当館から受け取った放射線測定に関する個人データの全て（退職した者を含む）及び測定した個人データ全てを提供するシステムへ入力し、被ばく線量の管理を行うこと。
- (2) 契約が終了した場合は、データの全てを保存し、適正に保管・管理し、次の業者へのデータ移行に協力すること。

10. その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項であっても、医療法施行規則及び電離放射線障害防止規則等関係法令等に従い業務を実施すること。
- (2) 測定件数が予定件数を超過した場合や、予定件数に満たなかった場合についても、契約単価は変更しない。
- (3) 本契約の有効期間内であっても、法令その他正当な理由により測定の必要がなくなった場合、又は本仕様書に違反した場合、当館は本契約を解除できることとする。
- (4) 本契約について必要な細目は、地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館契約事務取扱規則によるものとする。
- (5) 本仕様書に記載されていない事項については、当館と誠意を持って協議して決定すること。